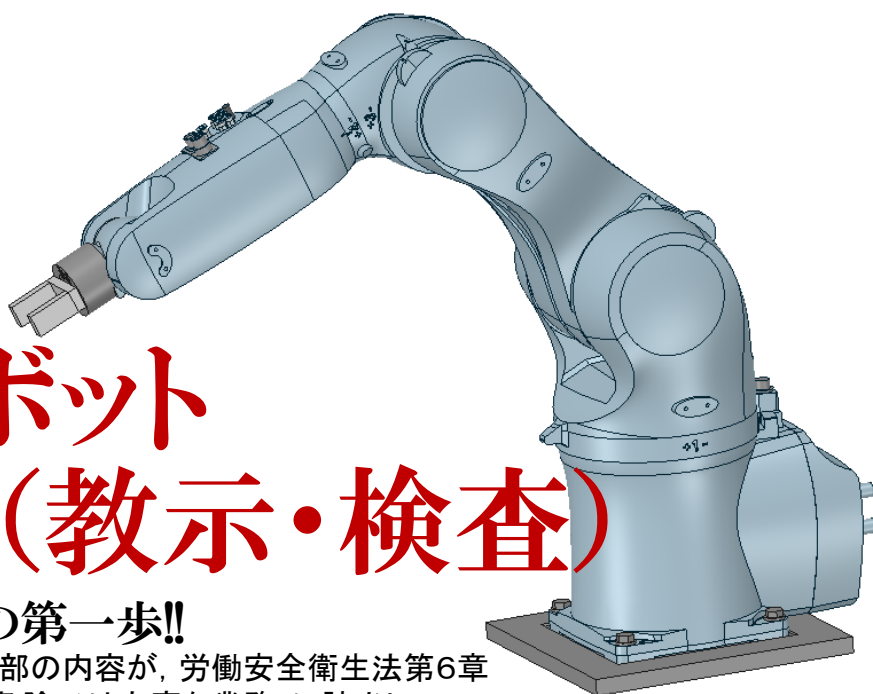


産業用ロボット利用には特別教育が必要!!



産業用ロボット 特別教育(教示・検査)

産業用ロボットの導入への第一歩!!

ロボットの操作(教示)や検査の一部の内容が、労働安全衛生法第6章第59条の3項の「労働省令で定める危険又は有害な業務」に該当し、作業を行う労働者は特別教育の受講が義務付けられています。

12月8日(木) ~ 16日(金)※土日除く
(計3.5日間(座学2日、実技1日、セミナー0.5日))

※実技は12月12日(月)~12月15日(木)の内、1日受講して頂きます。

時間 9:00~17:00

場所 茨城県工業技術センター
学科・セミナー: 研修交流センター2F
実技: 機械金属棟
〒311-3195
茨城県東茨城郡茨城町長岡3781-1

限定
20名

受講料 **無料**

◇お申し込み方法◇

裏面の申請書に必要な事項をご記入の上、FAXまたはメールにてご送付ください。申請書は下記ホームページからもダウンロードできます。



茨城県工業技術センター

TEL: 029-293-7212 FAX: 029-293-8029

E-mail: yuhgou2@kougise.pref.ibaraki.jp

URL: <http://www.kougise.pref.ibaraki.jp/>



【交通案内】

- タクシー: JR常磐線水戸駅南口より約20分
- バス: JR常磐線水戸駅北口より3番のりば「免許センター行き」「警察学校前」下車にて徒歩1分
- 高速道路: 北関東自動車道 茨城町東ICより約3分

産業用ロボット特別教育（教示・検査） 受講申請書

日時 学科：平成28年12月8日～12月9日（2日間）
実技：平成28年12月12日～12月15日（期間の内いずれか1日）
セミナー：平成28年12月16日（13:00～16:00）
※学科・実技・セミナーの全てご参加を前提とし、一部のみの受講はできません。

場所 茨城県工業技術センター
座学・セミナー：研修交流センター 第1研修室 実技：機械金属棟
（茨城県東茨城郡茨城町長岡3781-1）

内容

項目	内容
学科	産業用ロボットに関する知識 産業用ロボットの教示等の作業に関する知識 産業用ロボットの検査等の作業に関する知識 関係法令
実技	産業用ロボットの操作の方法、産業用ロボットの教示等の作業、検査等の作業の方法
セミナー	ロボット活用事例の紹介

受講料 無料
対象 県内中小企業の方
定員 20名（先着順）
主催 茨城県工業技術センター

申込方法 下欄に必要事項をご記入の上、FAX・E-mailなどにより11月25日（金）までに担当宛てお申込下さい。

申込先 茨城県工業技術センター
（担当：技術融合部門 大高，山下）
TEL 029-293-7482 FAX 029-293-8029
E-Mail yuhgou2@kougise.pref.ibaraki.jp

注意事項 ・特別教育修了者に対して修了証を発行するため、代理出席は不可となります。
実技の日程については、お申込の際に希望日を選択頂きますが、5人/日で行いますので、ご希望通りにならない可能性があることをご了承ください。
・修了証発行のため、受講者情報（氏名・生年月日）のご記入をお願いします。
※その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合わせください。

【ご記入欄】

貴社名					
ご住所					
ご連絡先（TEL・FAX・E-Mail）					
受講者氏名・生年月日	氏名：	生年月日：	年	月	日
実技受講希望日	12/12	12/13	12/14	12/15	

※ご記入頂きました個人情報はセンター関連の情報提供以外の目的では使用致しません。